

令和 4 年 2 月

(第 2 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 4 年 2 月 22 日	午後 2 時
	閉 会	令和 4 年 2 月 22 日	午後 2 時 55 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員

3 欠席委員

鈴 鹿 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

澤浦 学校教育課長

森 文化財保護課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

- 京都府における感染状況と、学校の対応状況等について報告する。

報告1の資料について、1ページから6ページまでは2月18日に行われた知事会見資料である。

1ページ下段は、新規陽性者数と病床使用率の推移のグラフである。

2月17日の新規陽性者数は2,696人、病床使用率は75.1%、高度重症病床使用率は21.6%となっており、2月9日の2,996人を頂点とし、徐々に減ってきているものの依然として高い水準となっており、病床使用率等も上昇している。20日の新規陽性者数は1,769人、21日は1,386人である。

こうした状況の中、2ページ上段のとおり、まん延防止等重点措置が、3月6日まで延長されることとなった。

今回、オミクロン株の特徴を踏まえた学校等の感染防止対策も示されており、3ページ上段には、学校における感染対策が挙げられている。

従来からも対策を講じているところであるが、若年層への感染が多いということからも更に対策を徹底することとしている。下段には、学校等への支援について、例示されているものが導入できるよう予算的支援を行っていく。

また、4ページには保育所等における対策と支援内容、5ページには高齢者施設等への対策と支援内容が挙げられている。

6ページ下段にはワクチン接種の推進として、接種会場を拡充することにより、学校・幼稚園・保育園教職員等への3回目接種の推進することとなっている。

次に、府立学校における児童生徒の感染者数等と学校における対応について報告する。

資料7ページは府立学校児童生徒陽性者のグラフである。

2月19日は38人、20日は5人、21日は44人となっている。

1月の陽性者は749人、2月は20日までで869人となっており、日々の増減を繰り返しているものの少しずつ減少している。

次に資料はないが、学校休業等について、文科省が2月9日時点の調査を実施しており、幼稚園・小・中・高・特別支援学校の校種全体で、「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」は、全国で13.8%、「学校全体を休業している学校」は2.0%となっている。

府立学校では、「学年・学級休業」が5.1%、「学校全体の休業」は0となっている。

なお、本日現在の休業等の状況は、特別支援学校2校で3学級を閉鎖している。

次に9頁をご覧ください。

まん延防止等重点措置期間が延長されることや、感染性・伝播性が高いといったオミクロン株の特性を踏まえた感染拡大防止対策を引き続き徹底することから、2月18日付けで府立学校等に対して通知している。

前回通知からの変更点は、「2 学校教育活動の制限について」の(1)では、児童生徒が近距離で行う実験や観察、合唱や調理実習等について、前回1月27日付けの文書では、回数や時間を絞るなど、感染防止対策を十分に講じた上で実施を可としていたものを、今回、実施しないとしたこととしている。

次に「(6)の部活動について」、「イ留意事項等」の(イ)のとおり、集団での感染がないよう、また、万が一発生した場合は濃厚接触者などすぐに特定できるよう、なるべく個人での活動とすることや少人数での練習とすることとしている。

次に「9 教職員の勤務等について」の「(1)教職員に対する新型コロナワクチン接種について」、追加接種(3回目の接種)については、先の知事会見資料でも触れられていたように、3回目の接種を早期の接種が進むよう配慮することとしている。

府立学校の対応等については以上である。

京都府の感染者数や府立学校の感染者数を見ると、増減を繰り返しながら少しずつ減少しているかと感じているが、気を緩めることなく、引き続き、マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など基本的な感染防止対策を徹底しつつ、教育活動にも制限をかけて、子どもたちの教育活動を保障して参りたいと考えている。

【質疑応答】

○ 藤本委員

保育現場においても、少人数の活動を行うようにとのことで、致し方がないが、現場としては非常に厳しい。保育現場、幼児教育の現場で少人数の活動を求められると、小学生がリモートでしなさいと言われるのとはほぼ等しい。

百も承知の上で苦肉の策だと思うが、規制すること自体が現場からすれば、混乱があると思う。

答えはないと思うが、この先も感染者数が増え、学校現場で規制を繰り返すとなると、しわ寄せは児童生徒に及び、教職員の疲労にも結びつく。

京都だけではないが、子どもたちをそこまで同じように縛る必要があるのか、そろそろ議論する必要があるのではないか。

もうすぐコロナの国内初確認から2年になる。

すぐに答えを求める話ではないが、根本的なところについて改めて方向性を出さないと厳しいことになってくると思う。

○ 橋本教育長

なかなか根本的にというのは難しいが、いずれにしても感染の状況を見ながら、制限を緩める時には緩めている。感染が減ってきているのにいつまでも厳しい制限を継続することがないよう速やかに判断をしていきたい。

また、前回の教育委員会で入学者選抜の対応について議論したが、この間、前期入学者選抜を実施し、結果的に無症状の濃厚接触者で、別室受験をした者が49名で、追検査の受検希望者が19名であった。

前期入学者選抜は無事終了し、別室で受検した子どもたちから感染が広がったという情報も入っておらず、まずは一つクリアできたと思っている。

○ 小畑委員

教職員のワクチン接種が進むように配慮することは大事なことである。

教職員のワクチン接種率は、一般の方の接種率よりも高いのか。

また、先行して進んでいるなどの状況はどうか。

○ 大路管理部長

昨年の夏期休業中、一般の方より早く先行実施したところ、6、7割程度の教職員がワクチン接種した。この先行実施とは別に個人で予約してワクチン接種した教職員の接種率等は把握していない。

3回目のワクチン接種は、2回目の接種から約6か月で接種券が届くことになっており、教職員は2回目までの接種が早く、必然的に3回目の接種も早くなる。

既に接種券が届いている教職員もいるが、高校の入学者選抜等があり、接種を控えている教職員もいたが、順次3回目のワクチンを接種されると思う。

イ 令和3年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

【山本教育監の報告】

○ 令和3年度京都府いじめ調査（2回目）の結果等について報告する。

最初に、京都府いじめ調査の概要について説明する。

調査の目的は、いじめはどの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止・早期対応につなげるため、平成25年度から本調査を実施している。

調査対象は、京都市立学校を除く全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高校・特別支援学校の全児童生徒としている。

調査方法は、全ての児童生徒にアンケート調査及び個別の聞き取り調査を行い、実施している。ただし、小学校低学年や特別支援学校の児童生徒、長期欠席者については聞き取り・家庭訪問等による調査も可としている。

調査の実施は、年間2回実施しており、ベースは1学期の調査を1回目、2学期の調査を2回目としている。

結果の集計については、認知したいじめについて、解消・未解消・重大事態を別に集計し、更にいじめや被害児童生徒の状況を見て、未解消をさらに要指導、要支援、見守りの3段階に分けて集計をしている。

重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に定められている、①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもので、②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、30日の欠席を目安としており、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるものとしている。

また、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たることとしている。

それでは、調査結果の概要について報告する。

3 頁の別紙 2 をご覧いただきたい。

まず、小中学校について、小中学校合わせて、学校数は295校、在籍者数は87,435人で、そのうち調査数は86,812人であり、これは在籍者数全体の99.3%となっている。

次に、認知件数及び解消・未解消件数について、小学校でいじめとして認知された件数は8,240件で、調査児童数57,634人の14.3%となっており、前年度2回目の8,458件より218件の減少している。

解消件数は227件、認知件数の2.8%、未解消の区分では、見守りが5,650件、要支援が1,037件、要指導が1,326件である。

小学校における重大事態の報告はなかった。

次に、中学校では、認知件数は787件で、調査生徒数29,178人の2.7%となっており、前年度2回目の767件より20件増加している。

解消件数は56件、認知件数の7.1%、未解消の区分では、見守りは519件、要支援は115件、要指導は97件である。

中学校においては、2 件の重大事態の報告があった。

1 件目は、京田辺市の中学校において、学級内の複数の生徒から、からかわれたり悪口を言われたりするいじめ行為があったものである。事実確認は終了し、指導後はいじめ行為は無くなったが、被害生徒は不登校の状態にあり、現在は、スクールカウンセラー等の助言を受け、学校復帰に向けた手立てを保護者の方と連携を取りながら進めているところである。

2 件目は、綾部市の中学校において、人間関係の中で被害生徒が不登校状態となったものである。いじめ行為は止み、通常の学校生活を取り戻しつつあるが、引き続き継続して支援を行っていくこととしている。

次に、いじめの態様であるが、小中学校とも昨年度と同様に1 番多いのが、①の「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であり、小学校で4,637件、中学校で490件である。

次に多いのが、③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」であり、小学校で2,215件、中学校で131件である。

次に、未調査者の状況について、全体の未調査者数は623人であり、全体の0.7%となっている。

未調査数は、小学校で300人となり、前回に引き続き未調査の児童は217人となっている。中学校の未調査は323人となり、前回に引き続き未調査の生徒は134人となっている。

小学校の未調査者300人の主な理由としては、人数の多いものから、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が161人で全体の53.7%、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が78人で全体の26.0%、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が32人で全体の10.7%となっている。

また、「その他」が24人であるが、その理由は「父母本人ともに外国で生活しており、1 学期末のみ登校により、調査できなかったため」などである。

中学校の未調査者323人の主な理由としては、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」が129人で全体の39.9%、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が104人で全体の32.2%、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が75人で全体の23.2%とな

っている。

また、「その他」が13人であるが、その理由は「外国にルーツがあり、登校がままならず、学校と本人・家庭とのコミュニケーションが円滑にできていない状況にあるため」などである。

次に、府立高等学校、特別支援学校の状況について報告する。

高等学校の在籍者数は29,416人、そのうち調査数は29,322人であり、これは在籍者数全体の99.7%となっている。

特別支援学校の在籍者数は1,699人、そのうち調査数は1,691人であり、これは在籍者数全体の99.5%となっている。

次に、認知件数及び解消・未解消件数については、高校の全日制課程で140件、定時制課程については22件、通信制課程については0件となっている。解消件数は8件、認知件数の4.9%となっている。

未解消の区分では、見守りが74件、要支援が52件、要指導が28件である。

特別支援学校では、小学部・中学部・高等部併せて、認知件数は76件で、解消件数は12件、認知件数の15.8%となっている。未解消の区分では、見守りが38件、要支援が10件、要指導が16件である。

高等学校、特別支援学校の重大事態はなかった。

いじめの態様について、高校では、全日制・定時制・通信制をあわせた合計で、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が96件、次に、②の「仲間はずれ、集団による無視をされる」が31件、続いて、⑨の「その他」20件となっており、具体的には「他の生徒に向けての発言を聞いて嫌な気分になった」などである。

特別支援学校では、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が46件、次に多いのが、③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が20件、続いて、⑦の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が13件となっている。

未調査者の状況については、高校全日制で75人、定時制で19人、特別支援学校で8人となっている。

その理由としては、高校全日制では、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が31人、次に「進路変更（転学・退学）の手続き中である」、「休学中、または休学の手続き中である」、「本人の心身が不安定なため、調査に応じられない」が、それぞれ10人となっている。高校定時制では、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が5人と一番多くなっている。

特別支援学校では、理由として主なものは、「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない」が6人、「病気・入院等により調査ができない。」が2人であった。

未調査者のうち、前回の令和3年度1回目調査から連続して未調査の者が高等学校で20人、また、特別支援学校では、同じく、未調査者のうち、前回の調査から連続して未調査の者が2人いる。

以上が、校種別のいじめ調査の集計結果の概要である。

最後に、調査によって把握できたいじめ事案の丁寧な対応と同時に、調査だけでは把握し切れていない現状があるのではないかと絶えず危機意識を持ちな

がら、日々の児童生徒の指導に当たり、今後も、各学校や市町教育委員会、家庭、地域と連携して未然防止や早期発見・早期対応に努めて参りたい。

【質疑応答】

○ 安岡委員

市町村ごとの学校数や在籍者数は分からないが、いじめにおける地域格差や学校格差など、どこが多いなどの傾向はあるのか。

○ 山本教育監

京都府のいじめ調査は、子どもたちが少しでも嫌な思いをしたことを細かく拾い上げて早期に対応することを徹底し、そういう観点で見ている。

どこの学校が多い少ない、また、地域別にどうこうという、そういう傾向はないように思う。

○ 安岡委員

地域におけるいじめ全般の対策を府教育委員会として、各市町に通達して、全部が網羅できるという考えか。

○ 山本教育監

この調査だけでいじめが全て出てくとは思っていない。教員に相談できる子もいれば、できない子もいる。日々の教育活動の中で教職員がこまめにそれを見ることで、そういうことも徹底しながら、全体を押さえていきたいと思っている。

○ 藤本委員

この調査は毎年実施しているのか。また、文科省調査との違いはなにか。

調査対象に京都市は除かれているとのことだが、京都全体で考えると、京都市も含めて、府市で連携して取り組むべきではないかと思う。

大事な調査で、非常に膨大なエネルギーで人もお金も予算も使っていると思うが、これを具体的にどのように再発防止につなげていくかが大事であると思う。

すぐに答えが出るものでもないと思うが、国際的な研究も進んでいるため、そういった専門家も入れながら、例えば、いじめの兆候みたいなもの、何かわかりやすい指標のようなものができるとよい。

私も、いろいろ研修を受け、今すぐ発達支援の必要な子どもが多く、子どもは、6か月、1歳半、3歳と検診を受けられるが、早期にそういうことが分かる子はかなり重度である。ところが、最初の検診をすり抜け、幼稚園や小学校に通ってから分かるパターンもある。そういうことから、一定のスクリーニングをかけ、少しでも早期に解決していくことがよいのではないかと思う。

大変なことかもしれないが、実際に発達検査の世界では割とできているようなので、例えば、スクールカウンセラーを入れ、心理学的な手法等を取り入れれば、更に活かしていけるのではないかと思う。

○ 山本教育監

年間2回、調査を実施しているのは、京都府独自の施策である。

学校によっては、毎月いろんな形で聞いている学校もあり、きめ細かく見ようという取組をしているところである。

文科省調査については、問題行動等調査ということで、1年間の調査をしている。京都府の1回目と2回目の調査と3学期部分を積み上げたものを、国に

報告して、翌年に全国調査の結果が公表されている。

それから、府と京都市の連携については、意識していかなければならないと思うが、現状では別々にやっている。どこかの機会で担当者同士が連携するのも一つの手ではないかと思う。

この数字をもってどうしていくかということであるが、例えば、学び生活アドバイザーと呼んでいるいわゆるスクールソーシャルワーカーの研修会に調査結果を出して、状況を見ながら考慮していただいたり、学校現場では生徒指導担当の教員が会議に提起して話し合いを実施している。また、総合教育センターの研修でも実態を踏まえ、各校の教員が交流しながら、活用しているところである。

既にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家の力を借りて、相談しながら対応しているところではあるが、引き続き充実させていくところは更に充実させていきたい。

○ 橋本教育長

何をいじめの対象として認知するかというのは難しい。ここに挙がっている各市町に関しても、かなりすり合わせを行い、国の定義を踏まえた広い捉え方をすることで府内では実施している。その結果、全国的にも認知の割合が高くなっているということである。

京都市の場合は、認知の捉え方がかなり違っていて、ここまで高い割合にはなっていない。その考え方の差が結構大きく、本来一緒になればよいが、現状では簡単にそこを合わせることは難しい。

○ 小畑委員

調査の結果を毎年比べて一喜一憂するような話でもない。

一喜一憂しすぎるとその数字の信憑性みたいなものが、わからなくなり問題が隠れてしまうことがあるので、おおらかに見る必要があると思う。

言えることは、ざっくり見れば、認知件数も一定数毎年あり、その中での要対策の件数も同じような数がずっと続いているということである。

そういう意味では、いじめが起きないような教育というものがあるのではないかと思う。例えば、京都府内の学校で、そういうことを積極的に行っているモデル校のような学校はないのか。

いじめが大変多い学校が仮にあった場合、そういうことが起こらないような教育のあり方、学習の仕方、みんなでの勉強の仕方などを考え、教育を行うと思う。そうすれば、そういうところではいじめが減少し、学力も向上するなど、そういった話はよくある。

そういったモデル的な学校が、京都府の中であるのか。また、モデル的な教育というものが、京都府として何か試行錯誤の中で出てきているのか。その辺の事情を教えてください。

○ 澤浦学校教育課長

府の指定校とかはないが、府内に小学校や中学校の教員の研究団体があり、その中で生徒指導というくくりで研究を実施している。

魅力ある学校づくりが、いじめの防止につながるのではないかと思う。

京都府では、認知能力と非認知能力を育成することに力を入れているが、それもいじめの防止につながるのではないかと思う。

御協力いただいた、きょうと明日へのチャレンジコンテストでも、意見の言

い合える学級でなければ、あのような取組はできないと思うので、そういった学級を作ることが結果的にいじめ防止につながるのではないかと考えている。

○ 小畑委員

皆分かっているが、できていないため、こういう結果になっていると思う。

何に気を付けなければならないのかをモデル的に示し、その結果、認知件数等が減少するかを検証するのもよいのではないか。

○ 橋本教育長

全国的にも、そういう研究をしている学校もあるが、それを全体に広げて成功したという話は残念ながら聞こえてこない。

しかし、そういう研究もしていく必要はある。

(3) 議決事項

ア 第7号議案 令和3年度京都府指定文化財の指定等について

【森文化財保護課長の説明】

- 令和3年度京都府指定文化財の指定等について、議案提出の理由は、議案書の下段のとおりである。

2、3頁の別表が、議決をお願いしたい指定10件の一覧である。また、各案件について、9～11頁に説明と12頁以降に写真を付けている。

2、3頁の別表のとおり、今回指定をお願いする文化財は、建造物1件、美術工芸品7件、史跡1件、無形文化財1件の計10件である。

指定等については、昭和57年度以来、今回が40回目となり、今回の指定で指定登録等件数は合計799件となる。

続いて、各案件について説明するので、12頁の写真をご覧いただきたい。

まず、①建造物は、久御山町の若宮八幡宮本殿1棟である。

三間社流造で、室町時代後期に遡る社殿と考えられるもので、山城地域の神社本殿のうち中世に遡る建造物の一つとして、その歴史的価値が高い。

次に美術工芸品は、7件である。

②絵画の紙本墨画淡彩禅宗祖師図である。桃山時代に活躍した狩野内膳重郷の基準的作例として価値が高い。

③絵画の絹本著色十王図である。冥府において死者の生前の行いを裁く10人の王をそれぞれ一幅に描く十王図で、南宋から元の時代にかけて活躍した陸信忠の工房で製作されたものと考えられ、10幅完備された状態で伝来している点大変貴重なものである。縦88cm、横50cmを測る。

④彫刻の木造阿弥陀如来座像である。泉涌寺の塔頭悲田院所蔵であり、鎌倉時代の仏師快慶の作と考えられ、宝冠阿弥陀如来像の優品として貴重なものである。

⑤彫刻の亀岡市金輪寺所蔵の木造金剛力士立像である。吽形像は像内の墨書銘から正安3年、1301年と知られ、鎌倉時代後期に遡る金剛力士像の基準作として貴重なもので、阿形像は吽形像をもとに室町時代に制作されたとみられ、金輪寺再興との関連が想定される点で高い資料的価値をもつものである。

⑥は、類例の無い珍しい工芸品であり、木造の宝珠台と金銅能作性塔及び水

晶製宝珠が合わせて木津川市海住山寺に伝来する。これらは、中世の宝珠信仰の一端を示す、類例の無い工芸品として貴重なものである。

⑦古文書は、大山崎町井尻家に伝わる鎌倉時代以降の文書であり、合計1,173点を数える。地域の人に長期間にわたる文書群が残る希有な事例で、地域の歴史を伝える貴重な資料である。

⑧考古資料は、城陽市青山1号墳からの出土品である。古墳は、6世紀前半に築造された、全長30mの前方後円墳で、昭和41年の発掘調査で出土したもので府立山城郷土資料館が保管している。6世紀代の古墳の標識的資料として高い価値が認められる。

⑨史跡の淀藩主永井家墓所は、宇治市興聖寺境内に所在する大名家墓所である。興聖寺をこの地に中興した淀藩主永井家歴代当主の墓とともに興聖寺開山墓、歴代住職墓が同じ空間に存在しており、永井家の墓域としてだけでなく、興聖寺の歴史も伝える墓所として高い価値が認められる。

⑩無形文化財では、工芸の部において金工分野の鍔金を指定し、保持者として高橋阿子氏、本名範子氏を認定させていただきたいと考えている。鍔金は、高温で溶けた金属を鍔型に注ぎ成形する金工技術の一つで、高橋氏は、令和3年第68回日本伝統工芸展で東京都知事賞を受賞するなど、京都を代表する金工作家として高く評価されている。

以上の全てが、去る2月9日に京都府文化財保護審議会により指定の答申をいただいた。

【質疑応答】

○ 小畑委員

指定した文化財をどう生かしていくのか。

例えば、地域の子供たちのため、地域の文化や歴史教育を活性化するほか、地域の観光産業につなげるなど、お金をかけて保存した文化財を教育、産業又は観光等に生かしていかなければ、本当の意味にならないと思う。

地域の教育は、教育委員会で行うため、同じ土俵でできるが、観光等は違う部局になるため、他部門とも上手く連携し、生かしていく取組ができないか。

○ 森文化財保護課長

指定することは、まずはその現状を保存するという行為である。

その保存したものについて、その後に活用していくことの必要性は十分認識している。

我々も指定登録等を実施する場合は、地元所有者とかなりの調整を行うが、よく頼まれるのが、例えば、お寺の貴重な仏像等について、地域の人に重要性について説明をしてほしいということである。

まずは地元の方に知っていただいて、それから教育の場面、あるいは観光の場面等に活用していければと考えている。

○ 橋本教育長

実際に、各市町においても共同学習の中で文化財は取り上げられ、学校教育課が主導する子どもの課題解決型学習でも、小学校において文化財等をテーマにするという取組を始めている。

また、観光という面でも、文化財保護課には知事部局の観光部署から1名の職員が来ており、文化財保護法が変わったとき、保存とあわせて活用が非常に

重視されるようになったため、正にご意見のとおり、教育との連携又は活用と
いうことをあわせて考え、取り組んでいく必要がある。

- 安岡委員
無形文化財は、人に対して指定するものか。
- 森文化財保護課長
無形文化財は、まず技術に対して指定する。
今回の場合、金工の鋳金という技術を指定する。そして、技術保持者として
人を認定する仕組みである。
- 安岡委員
そういう人が作った作品は後々文化財になるのか。
- 森文化財保護課長
必ず文化財になるものではない。
- 安岡委員
無形文化財の人が亡くなるとその指定は無くなるのか。
- 森文化財保護課長
人を認定するので、御指摘のとおり、その分野に1人しかいなければ、その
人が亡くなれば、一旦解除になるが、新たな継承者が現れたときは新たに指定
をすることもある。

〔原案どおり可決〕

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告

